

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 神戸市 | 西区玉津町二ツ屋地区 | 令和3年3月30日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 12.85ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 8.97ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 6.00ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 3.72ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.00ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 0.00ha |
| (備考) | |

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現在、二ツ屋地区では、主食用水稻のほか、野菜栽培などの近郊農業が行われているが、農業者の高齢化・後継者不足等により維持管理が難しくなっている遊休農地もある。
 今後は耕作放棄地の増加が懸念されるため、さらなる農地の集積・集約及び新たな農地の受け手の確保が必要となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

二ツ屋地区の農地利用については、認定農業者1経営体(法人)を中心経営体に位置づけ、水稻栽培のほか、施設野菜等の高収益作物の生産面積の拡大を図るほか、有機や減農薬栽培などの高付加価値化にも取り組む。
 また、入作を希望する近隣地区の認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進し、農地の集積・集約を進めていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|-----|----------------|---------|---------|--------------|---------|-------------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む 範囲 |
| 認農法 | 認定農業者(法人) A | 水稲・麦・野菜 | 1.11 ha | 水稲・麦・野菜 | 1.11 ha | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | 1人 | | 1.11 ha | | 1.11 ha | |

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

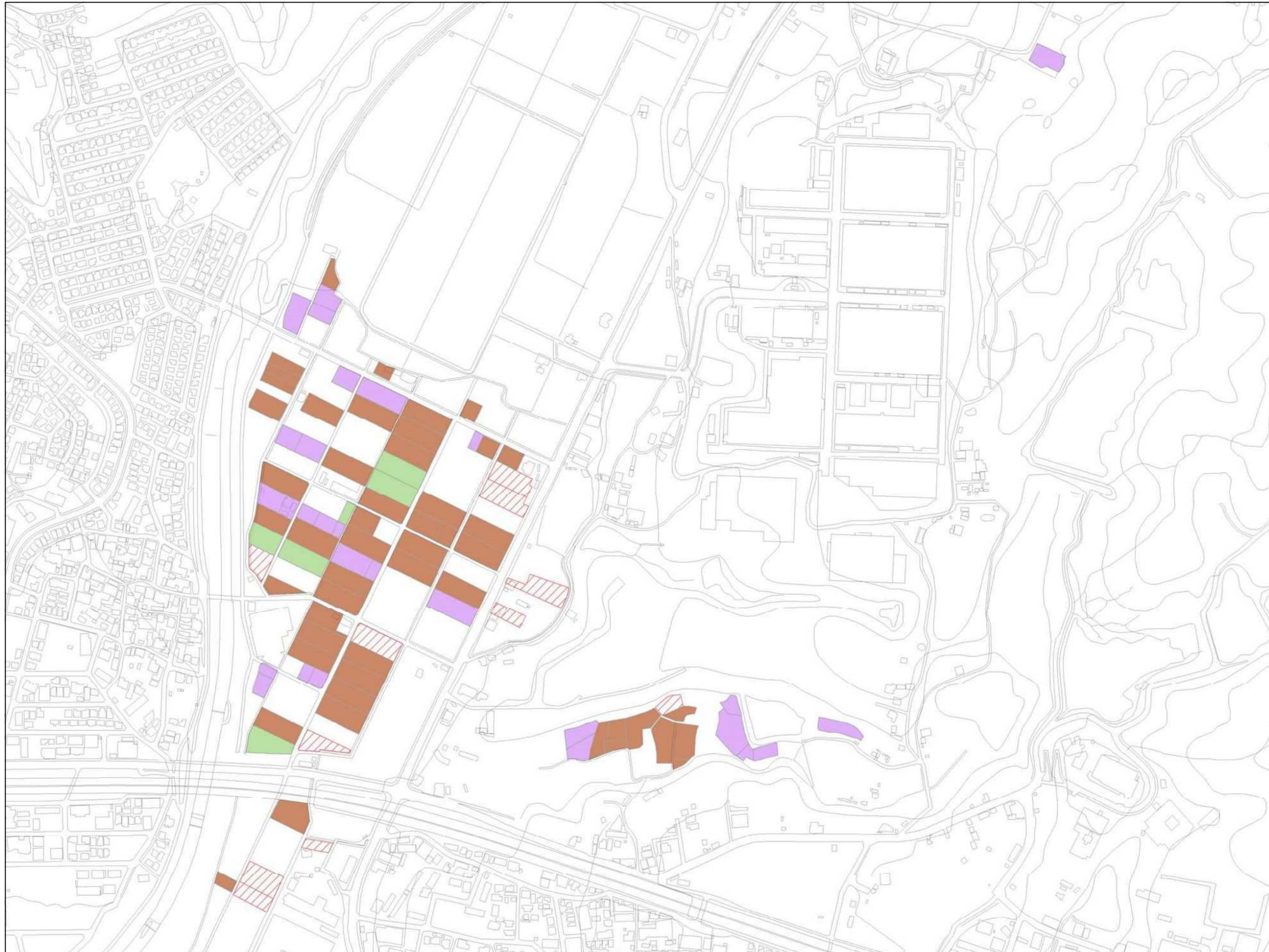
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|---|
| <p>今後、貸付け等の意向が確認された農地は、8筆、4,809㎡となっている。</p> |
| <p>農地の集約化を目指し、農地の貸借は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構を活用する。</p> |
| <p>認定農業者を中心に、収益性の高い施設野菜などの園芸作物の生産とともに、水稲栽培の裏作にも取り組み、一年を通じた農地利用を促進する。</p> |
| <p>入作を希望する新規就農者等の若手農業者を積極的に受け入れ、中心経営体をはじめとする集落全体で支えることにより、地域農業の後継者として育成を図る。</p> |
| <p>新鮮な農産物の供給、身近な農業体験・交流活動の場の提供等の市街化区域に隣接する農地の利点や役割を活かした取組を図る。</p> |

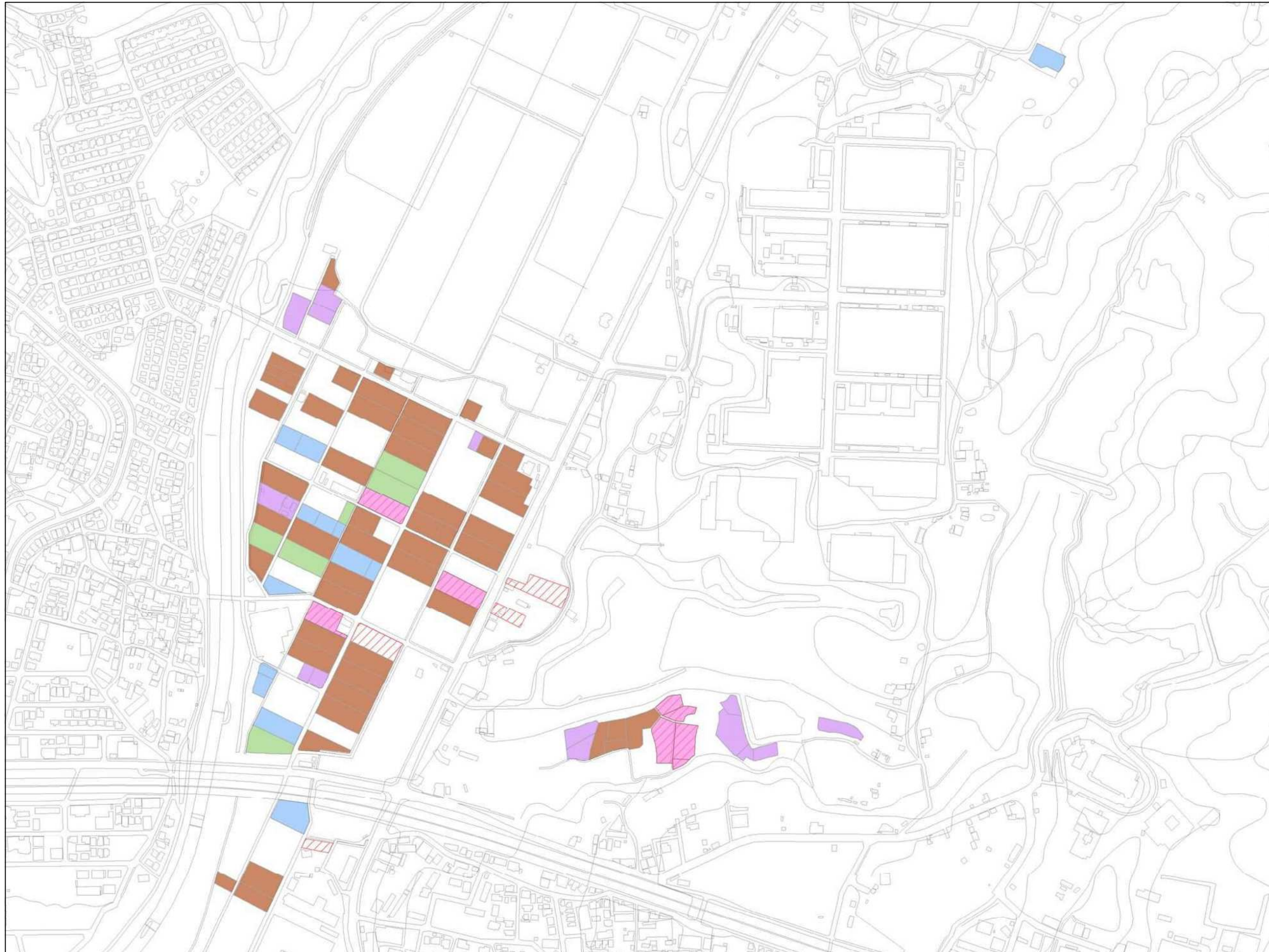
人・農地プラン【ニツ屋】



ニツ屋地区
耕作者の約1割が
70歳以上で後継者未定

- 凡例
- 企業
 - 所有者_年齢別
 - 年齢設定なし
 - 10歳代
 - 20歳代
 - 30歳代
 - 40歳代
 - 50歳代
 - 60歳代
 - 70歳以上

人・農地プラン【ニツ屋】



ニツ屋地区
耕作者の約1割が
70歳以上で後継者未定

- 凡例
- 企業
 - 耕作者_年齢別
 - 年齢設定なし
 - 10歳代
 - 20歳代
 - 30歳代
 - 40歳代
 - 50歳代
 - 60歳代
 - 70歳以上

人・農地プラン【ニツ屋】



ニツ屋地区
耕作者の約1割が
70歳以上で後継者未定

- 凡例
- 後継者の有無
- 下記以外
 - 有
 - 無